

加賀市に住もう！

加賀市移住住宅取得助成事業について！！

加賀市では、定住を促進し、人口の増加による活力あるまちづくりの推進を図るため、定住を前提に住宅を新築または購入される、市外からの転入者の方を対象に補助金を交付します。

【対象となる方】

- ①平成 27 年 6 月 1 日以降に、対象住宅の取得（登記）をした方
 - ②転入前 5 年以上継続して加賀市以外に住所を有していて、転入日から 1 年を経過していない人が同一世帯に含まれる方
 - ③対象住宅に 5 年以上定住する意思のある方
 - ④市税等の滞納が無い方（世帯全員）
- ※①～④の全てを満たす方

【対象となる住宅】

- ①新築住宅（建売住宅含む）
 - ・延べ床面積 75㎡以上
 - ・延べ床面積の 1 / 2 以上が自己の居住用に供されるもの
- ②中古住宅
 - ・「加賀市空き家バンク」に登録されている物件

補助金の額

【基本額】

70万円

※住宅取得額の 50% 以内
土地の取得費用は除く

【加算額】

①子ども加算

・世帯に 18 歳以下の子供がいる場合

1 名につき 20 万円

②地元業者利用加算（新築のみ対象）

・市内業者が元請けし、施工した場合 一律 30 万円

③敷地内に植栽を行う場合

費用の 30% 以内（上限 10 万円）

みなさん、自然と歴史の
まち、加賀市で暮らして
みませんか？



◆問合せ

加賀市役所建設部建築課
電話 0761-72-7936（直通）